

議案第 101 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

三次市長 福岡 誠志

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例（案）

第 1 章 関係条例の一部改正

（三次市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正）

第 1 条 三次市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年三次市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項及び第 7 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（三次市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 三次市職員の給与に関する条例（平成 16 年三次市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 16 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（三次市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 3 条 三次市職員の退職手当に関する条例（平成 25 年三次市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項第 1 号及び第 8 項第 2 号、第 30 条の見出し及び同条第 1 項

第1号，第31条第1項第1号並びに第33条第10項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正)

第4条 三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（平成16年三次市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部改正)

第5条 三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例（平成16年三次市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 第2章 経過措置

### 第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした行為の処罰については，なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して，他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ，なお効力を有することとされ，又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において，当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。），旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは，当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と，旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第7条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ，なお効力を有することとされ，又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の

規定の適用については，無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と，有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と，拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

## 第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(三次市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は，第2条の規定による改正後の三次市職員の給与に関する条例第16条の3第1項第1号及び第5項第1号の規定の適用については，拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

(三次市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は，第3条の規定による改正後の三次市職員の退職手当に関する条例第29条第1項第1号及び第8項第2号，第30条第1項第1号，第31条第1項第1号並びに第33条第10項の規定の適用については，拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

## 附 則

この条例は，令和7年6月1日から施行する。